## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 商工振興課

許認可等の内容		商工会の設立の認可			
根拠法令等及び条項		商工会法 第23条第1項及び第2項			
標準処理	根拠条項	未設定			
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更
期間	標準処理期間	日			
	根拠条項	商工会法 第23条第1項及び第2項			
	参考事項	商工会法施行規則第1条の3			
		商工会法	第60	)条	
		商工会法	第60	条の規	見定により都道府県が処理する事務に関する政令
		栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例			
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更

## 【基準】

- 1 商工会の設立の認可申請に対する許可(法第23条第2項) 市長は、商工会の認可の申請があった場合において、設立しようとする商工会が次 に掲げる要件に適合していないと認めるときは認可をしてはならない。
- (1) 設立の手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。
- (2) 地区内において、引き続き6か月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する 商工業者の2分の1以上が会員となるものであること。
- (3) 設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。
- (4) 事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。
- (5) 商工会の地区について、市の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあっては、設立が関係市町内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。
- 2 商工会の設立の許可の申請(法第23条第1項、施行規則第1条の3) 商工会の設立の認可の申請書には定款、事業計画及び収支予算並びに次に掲げる事 項を記載した書面を添附しなければならない。
- (1) 設立の趣旨 (2) 発起人が会員たる資格を有することを証する事項
- (3) 役員たるべき者の氏名、住所及び略歴
- (4) 会員たるべき者の氏名又は名称及び住所並びにその加入の申込みがあったことを 証する事項
- (5) 創立総会の会日の少なくとも2週間前までに、定款並びに事業計画及び収支予算の概要を会議の日時、場所及び議題とともに公告したことを証する事項
- (6) 1の(2)に適合していることを証する事項
- (7) 創立総会の議事の経過

## 審査基準